



鑑

小道具編②

ライフラインを支えるための道具や車両等をシリーズで紹介しています。

大ハンマー（おおはんまー）

道路にある下水道のマンホール蓋はどのようにして開けるのでしょうか？マンホール蓋には錠がついていますので、専用の工具（ボールキー）を使って蓋を引き上げます。でも、そう簡単に引き上げられる蓋ばかりではないのです。そもそも約90kgの重さ（直径60cmの天津市のデザインマンホール蓋の場合）の蓋を引き上げることはなかなかできません。それに加えて、道路には車が通りますから、タイヤについた細かな砂が蓋と受け枠の間に挟まりかんでしまうと、いくら力を込めて引き上げようとしても蓋はびくともしないのです。そんな時に使うのが「大ハンマー」。重さ約3kgのハンマーを力強く振り下ろし、マンホール蓋を数回たたくと、その衝撃により蓋が少しずつ動くようになります。そうすれば、後は専用工具で引き上げることができます。



マンホール蓋の凸凹（デコボコ）は何のため？

滑り止めの役割があります。凸凹模様が小さすぎると滑りやすく、大きすぎるとつまつきやすくなります。凸部1に対して、凹部2が理想です。

大津のマンホール蓋はどうやら。



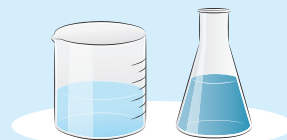
砂がかんだマンホール蓋は手強いぞ～



平成30年度水質検査計画を公表します

お客さまに安心して水道水をご利用いただくため、水質管理課では水道に関するさまざまな水質検査を行っています。

検査の内容を定めた平成30年度水質検査計画は3月に大津市企業局ホームページに掲載するほか、浄水管理センター（水質管理課）でもご覧になれます。



お問い合わせ先 水質管理課 ☎077-524-1644

お問い合わせ、ご相談

■料金のお支払い、お引越などによる水道、ガスの開栓・閉栓 ☎077-528-2603（お客様センター）

窓口受付 平日のみ 8時40分から17時25分まで
電話受付 平日 8時40分から18時30分まで
土日祝 8時40分から17時25分まで（1月1日から1月3日を除く）

■緊急通報（ガス漏れ） 24時間受付 ☎077-523-1231（安全サービス課）

■水道・下水道・ガスの修繕に関する相談 24時間受付 ☎077-528-2607（安全サービス課）

発行／大津市企業局経営戦略課 大津市御陵町3番1号

☎077-528-2894

HP <http://www.city.otsu.lg.jp/kigyoo/>

大津市企業局のホームページは、右記QRコードをスマートフォン付属のカメラで読み込んでアクセスすることができます。



ガス事業の在り方検討について

PF1法※に基づき実施方針に関する議案が可決されました

市ガス事業はおよそ80年もの間、お客さまに支えられ、これまで市の直営で続けてまいりました。しかしながら、平成29年4月から始まったガスの小売全面自由化により、お客さまにガスの販売を行う小売部門においては、このままの市による運営では自由競争に取り残され今後の経営が厳しくなると予想されます。

また、これまで直営でガスの緊急保安や水道の漏水対応を実施してまいりましたが、全国的に進む公務員の定数抑制や従事する職員の高齢化などの影響により、公営による緊急保安体制の維持等に課題を抱える状況です。

このため企業局では、今後もお客さまに安全・安心かつ低廉な料金で都市ガスをお届けするため、学識経験者等のご協力を得ながら「大津市ガス事業の在り方検討」を進めてまいりました。

その結果、官民連携出資会社（以下「新会社」という。）を設立し、ガス小売を中心とした業務を民間の経営ノウハウを活用し実施する構想を「実施方針（案）」として取りまとめ、大津市議会11月通常会議に、関連する条例議案を上程し、賛成多数で可決されました。

◆これからのお客さまサービス

ガス小売等（ガスの供給・販売）

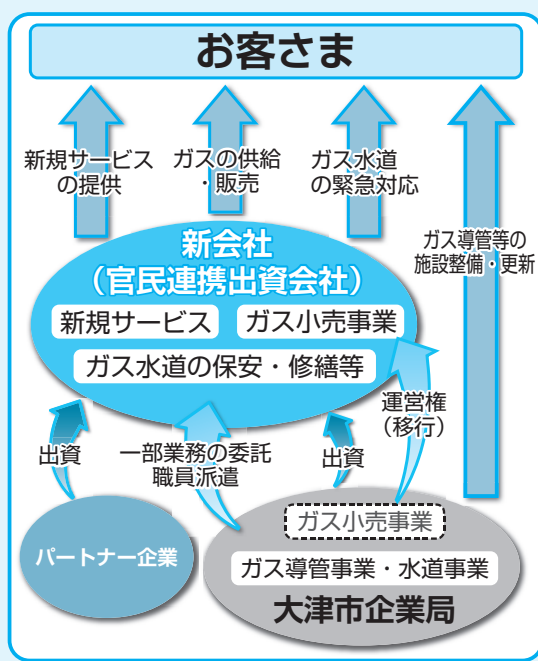
公共施設等運営権制度を活用することで、料金上限の設定などにより、現状の低廉なガス料金の維持ができます。また、民間の経営ノウハウを生かして事業が運営されることで、公営ではできなかった新たなサービスが実施されることを想定しています。

緊急保安（ガス水道の緊急対応）

体制面で課題を抱えるガスの緊急保安や水道の漏水対応等の業務が、新会社において体制を再構築することで、引き続きお客さまに安全・安心な暮らしをお届けすることができます。

ガス導管の整備・更新

引き続き、企業局が一般ガス導管事業者として、ガス導管・施設の整備や更新を担うことで、市の目指す「まちづくり」やこれに関する施策などと連携することができます。



◆実施方針とは

実施方針とは、PF1法に基づき実施する事業に関し、業務の内容、期間、条件や参画する事業者の募集方法などの基本的事項をまとめたものです。広く公表することにより、民間事業者等が参画するための検討を容易にし、市はこれに対する意見等を聴取し、効率性・実効性の高い事業条件を検討することができます。

主な事業（業務）の範囲	事業期間（予定）	ガス料金	その他
・ガス小売事業の全般 ・ガス導管事業の緊急保安・修繕 ・需要家保安業務等 ・水道の漏水等緊急対応業務等	平成31年4月1日から20年間	市が定める料金上限の範囲内 ※現行料金を上限	任意で新規サービスを提供

◆今後の予定

平成30年3月	4月	10月	11月	平成31年1月	4月
本市と共同出資を行うパートナー事業者の選定等を行う委員会の設置	パートナー事業者の選定開始	新会社の設立 運営権設定に関する議案の上程	議案の可決後	新会社への業務引継ぎ開始	新会社による事業開始

検討状況や関連資料は、大津市企業局のホームページからご覧いただけます。

✓大津市ガス特定運営事業等実施方針（本件に関する具体的な内容を記載）

✓大津市ガス事業の在り方検討における説明動画

検討状況等は、右記のQRコードからご覧いただけます。

HP <http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/080/2866/index.html>



お問い合わせ先 官民連携推進室 ☎077-528-2903